

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

平成 25 年 4 月 1 日から財団法人市川市緑の基金及び財団法人千葉県建設技術センターが公益財団法人に移行することに伴い、本条例で定める本市の職員を派遣することができる団体の名称を改める必要があるため、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成 25 年 3 月 29 日

市川市長 大 久 保 博

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 24 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 28 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団

第 2 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 公益財団法人千葉県建設技術センター

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。